

## 大阪地方裁判所委員会（第31回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

2月27日（木）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成26年2月27日（木）午後2時00分から午後5時30分まで

### 2 場所

大阪地方裁判所第8会議室

### 3 出席者

（委員）犬伏一人，榮藤利之，岡田忠克，木村岐代子，谷口美樹子，中窪和弘，野原隆司，松田岳士，山田一信，森恵一，岩山伸二，西田眞基，二本松利忠（敬称略）

（説明者）岩倉広修

（事務担当者）小野憲一，谷川佳史，山田和弘，高木忠弘，江見正信，石田一樹，野口浩幸

（庶務）吉田隆樹，西名裕

### 4 配布資料

裁判員候補者名簿記載者に送付する調査票等資料一式，裁判員候補者名簿呼出の際に送付する呼出状等資料一式，当日質問票，裁判員候補者及び経験者アンケート，新館パンフレット等

### 5 議題

裁判員裁判における裁判員選任手続の現状と課題及び新館見学

### 6 議事

(委員長： 委員(学識経験者)： 委員(法曹関係者)： 説明者，  
事務担当者及び庶務： )

- (1) 大阪地方裁判所委員会委員長の挨拶
- (2) 新館見学，裁判員選任手続の説明と実演，模擬質問手続及び模擬39条説明(岩倉部総括裁判官，野口書記官)
- (3) 委員異動報告及び自己紹介(西田委員)
- (4) 裁判員等経験者アンケート結果報告
- (5) 意見交換



：今日は実際の流れに即して選任手続に関する説明を受け，よく理解できた。  
地方裁判所委員が裁判員経験者から話を聞く機会はないだろうか。

：現在のところは，予定していない。裁判員経験者の感想やアンケートの結果は，これからも委員会に提供していきたい。今後の予定として，実際に裁判員裁判を担当した検察官や弁護士を含めて，プレゼンテーションをしてもらうことを考えている。

：今後，もう一歩進んだ形で裁判員に関する臨場感ある説明等を聞かせていただければと思う。

：本日，新館を見学して，御感想や御意見があれば，伺いたい。まずは，新館に移転した部署についてはどうか。

：現在，裁判員系の部屋は，総ガラス張りになっており，新館の入口付近とい

う場所柄，他の部署の場所について，尋ねられることが多い。

：裁判員候補者の方から，場所がわかりにくいという話はないだろうか。

：場所については，案内にしっかり記載しているので，今のところ裁判員候補者の方から，待合室の場所が分からないということを探ねられたことはない。

：新館は，ゆったりとした設計になっているが，何か理由があるのだろうか。

：執務室については，本館が狭隘なので，新館に人員をある程度入れ，かつ，受付カウンターのスペースなどを確保するため一定の広さが必要であり，また，事件関係室についても，大阪地裁は事件が多いので，一定の数やスペースが必要である。廊下についても，最近の基準では，車椅子利用者の方がすれ違うことができることも考慮しているため，広く造られている。

：本館と新館で，しっかり機能分担がされているのか。先ほど職員の方が，本館と新館を行ったり来たりしているという話をされていた。

：職員が業務に従事するにあたっては，各館の行き来は結構多いと思うが，裁判員の方や破産事件の関係者など利用者の立場から，新館の利用者は新館で完結できるように造られている。

：新館に全て刑事部を入れようという構想もあったが，全ての刑事部を入れることは無理なので，5つの刑事部と倒産部，商事部，交通部等が入ることになった。

：本館は，権威主義的なイメージだが，新館は，軽いというか，オープンなイメージがある。

：最近の裁判所の建物は機能重視で，権威的な建物にすることはやめようという方向性がある。

：京都地裁，奈良地家裁や堺支部など新しい庁舎は，新しいコンセプトで造られていることが窺える。市民に開かれた裁判所というコンセプトの下，バリアフリーに造られており，また，廊下のゆったり感は本館とかなり違うので，市

民から見ても違いを感じてもらえるものだと思う。

：最近の裁判所の建物のコンセプトとしては、委員の方がおっしゃった通り、開かれた裁判所というコンセプトを前面に打ち出している。特に裁判員制度が始まってから、呼び出しを受けて来庁する裁判員の方が増えるということで、裁判所に安心して来ていただけるよう明るい雰囲気を目指している。

：きれいな花壇やベンチを設置したり、屋上を庭園風にするなど、もう少しもっとできて寛げる場所が必要ではないかと思った。機能的過ぎても、しんどいなという感じを受ける。

：建物の周りについては、近隣の方からの要望もあり、緑豊かな環境にしていく予定である。ベンチについては、新館を入ったところの玄関ロビーに設置している。

：次に、裁判員の選任手続について、御意見や御感想があれば伺いたい。

：裁判員事件の罪種で、最も多い罪は何であろうか。

：強盗致傷である。

：先ほどの模擬質問手続の中で、仕事の都合で裁判員を務めることが難しいという話があったが、実際にそういった話を候補者からされたときに、その真偽について疑問を持ったことはあるだろうか、またその真偽を確認する方法があるか伺いたい。

：病気であれば、診断書等を添付していただいたりしているが、仕事の関係であれば、詳しく書いていただいたり聞くことで基本的にそれを信用している。詳しく書かれていたり、話されていること自体が、信用性の一つの担保になっていると思う。証明してくださいということにすると、裁判員候補者の過大な負担になってしまう。私の経験の中では、日本人の勤勉性からも事実をねつ造してまで、裁判員を辞退しようとしているというようには感じていない。

：質問手続の中で、虚偽のことを言う方は、そもそも質問手続に出てこないの

ではないかと思う。呼出しに応じて出頭している裁判員候補者の方は裁判員制度に真摯に向き合っている方が大半だと思う。

：裁判員制度は、良く出来たシステムであるという印象を受けた。今回の委員会の事前配布資料として、最高裁判所からの名簿記載通知の資料が届いたとき中身を開けたときに、すぐに今回の委員会の資料と分からず、どきっとしたが一般の方も同じような反応をされていると思う。医者の世界でも診断を伝える場は、皆さん緊張されているが、今回、裁判員候補者の方の緊張を少しでも緩和してもらうために笑顔で接するというのを伺い、非常に良いことだと思った。新館については、無機的な椅子や調度品があり、壁に絵を掛けるなど、もう少し暖かさが必要ではないかと思う。

：椅子については、機能的で座り心地が良い椅子を選定している。絵については、飾ってある部屋もある。

：絵については、廊下に飾ることをお勧めしたい。

：第6民事部で、キャスター付きの大変滑りやすい椅子があったので、その点留意していただきたい。今回、事前配布資料を見ると、非常に詳細に出来ているが、一般の方が全部読むのは大変ではないかという印象を受けた。

：特定の介助者に裁判員が介助してもらう場合、その介助者は、裁判員裁判の中でどのような位置付けになるのだろうか。

：平成23年4月以降、審理や評議に介助者を立ち会わせて欲しいという申し出を受けたことはないと思われる。裁判所まで行くために、介助者に介助してもらいたいという申し出はあった。評議の場面に、介助者が入ることには難しい問題があるとは思いますが、公判では傍聴席に座っていただくことは可能だと思う。

：椅子に着席するのが困難で寝たような姿勢のままの方が裁判員に選ばれて、途中で辞任されたが、何回か公判に立ち会われたというケースは経験したこと

がある。法廷の出入りや、移動に介助が必要であったが、ずっと介助者が一緒になければならぬということはない。障害がある方が裁判員裁判に参加することに大きな制約があるということはない。

： 裁判員候補者に送付している案内等に関し、詳しく過ぎることについての苦情というものは受けたことがない。ただし、書いてあるのに、見過ごしておられて、書いてないじゃないか、という苦情を受けたことはある。今までのアンケートで、記載不足の部分があるという意見もあり、記載が詳細になってきている。「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」という文言も、呼出しでは失礼ではないかとの意見もあるが、「呼出状」を送付しなければならないと法律で定められており、双方の考え方を踏まえて括弧書きで入れている。呼出状の職務従事予定期間記載部分が少し小さいので、部によっては、これとは別に、職務従事予定期間を記載した書面を用意したりすることもある。これまでのアンケートを踏まえた結果、現在の形になっている。候補者の方が隔々まで資料を読んでいないことに対するリカバーとして、電話で問い合わせがあれば丁寧に御説明したり、質問手続で具体的にお聞きしたりしている。案内の記載を簡単にした場合、簡単にしたことに対して、候補者からお叱りを受けることもある。

： 候補者の中には、裁判員に選ばれてからしっかり資料を読みたいので、選ばれてから審理まで時間が欲しいという方もいらっしゃるのではないか。

： 刑事手続に対する情報を得るため、時間が欲しいというニーズはあるが、そうすると手続が長くなったり、間が空いて、公判時に都合が悪くなったというケースも発生するのではないかと思われる。

： 現状で、裁判所が意図した裁判員は確保できているのか。

： 候補者が足りなくなり選任が困難になることはない。辞任する候補者が多い場合などは、追加選任という手続もある。多くの事件では、過不足なく想定のとおり

時間内で手続が終了している。

：裁判員に選ばれた方々は，やる気がある人が多いのか。

：アンケート結果を見ると，やる気がある方ももちろんいるし，やりたくないという方ももちろんいる。ただし，やりたくないと思っていた人も，良い経験だったとアンケートに記載していただいていることが多い。

：検察官も弁護士も積極的に理由なし不選任請求をすることが多い。一般的な常識に反する態度をとられるような裁判員候補者の方も希におられるが，そういう方について，理由なし不選任請求をするケースが多かったように思う。検察官も弁護人も，自分に有利か不利かということより，誠実に職務に当たってもらえる人かどうかを重視しているのではないだろうか。

：今回の模擬質問手続で，グループ質問時は，候補者の方からの発言は特になかったが，その点も裁判体によって異なるのだろうか。質問してもらわなければわからないのではないかという疑問を持った。また，質問の仕方等に関し，大阪地裁ではどの程度統一されているのか。

：時間の制約の関係で，全ての人に個別質問をしている部は，大阪地裁にはない。グループ質問をしている部もあれば，待機室で一括して質問をする部もある。私は，御質問ありませんか，と候補者の方に聞き，ある程度時間をおいて候補者からの質問を促している。場合によっては，個別質問に切り替えることもある。

#### (6) 前回及び前々回委員会の結果のフィードバックについて

：以下のとおり，報告する。

##### ア 調停制度広報に関する取組について

これまでの委員会で報告させていただいたもののほか，次のとおり。

(ア) 昨年12月4日に，弁護士会が実施する研修に講師を派遣し，調停制度についての講義を行った。

- (イ) 昨年12月4日、5日に、労働局が実施する労働相談員対象の研修に講師を派遣し、調停制度を含む講義を行った。
- (ウ) 昨年12月18日に、法テラスの情報提供職員及び事務局職員を対象にした研修に講師を派遣し、調停制度を中心に講義を行った。
- (エ) 1月22日に、大阪府下の消費生活相談員（消費者行政担当職員を含めて31人）を対象に、調停制度の説明会を開催した。
- (オ) 3月4日に、堺支部において、堺市以南の市役所等の職員及び消費生活相談員に対し、調停制度を中心とした簡裁民事手続説明会を実施予定。
- (カ) 3月に、茨木簡裁において、茨木市の消費生活センター職員に対し、調停制度を中心とした制度説明会を実施予定。

#### イ 前回の委員会で出された専門訴訟に関する取組について

- (ア) 議事録を作成して供覧した。
- (イ) 裁判官会議（12月16日実施）で報告した。

：平成24年に比べると、平成25年の一般調停事件の新受件数は、微増している。また、今年1月の一般調停事件の新受件数は、昨年同期に比べ約30パーセント増となっている。

#### 7 次回のテーマについて

裁判員裁判の現状と課題

#### 8 次回期日

7月3日（木）